



## 1. 『家族信託（4）』－信託活用

公認会計士 長谷川佐喜男

前回までは信託の基本的な性質を主に述べてきましたが、今回からは実際にどのような場面で信託を活用することができるかを見ていきたいと思ひます。

### 1. 高齢化社会による不動産管理

日本は、年々平均寿命が延び、今後ますます高齢化社会が進むといわれています。と同時に判断能力を喪失した（いわゆる認知症）高齢者も増えていきます。そのような高齢者が保有している資産は、高齢者自身が判断能力を喪失しているため契約等の法律行為ができず、その結果、資産を活用することができません。

しかし信託は、信託設定後の委託者の事情に左右されず継続的に財産を管理することができます。つまり、信託契約上の信託目的に管理や運用の方法を明確にしておけば、その後、委託者が認知症などにより判断能力を喪失したとしても、問題なく財産が管理されていきます。

従来は、認知症等により判断能力を喪失した人の財産管理には「成年後見制度」が広く活用されてきました。

裁判所で選任された家族等が成年後見人になり、成年被後見人の財産を管理していく非常にいい方法ではあるのですが、成年被後見人の財産を保護していくことに主眼が置かれているため、運用や処分に関しては非常にハードルが高く、財産の積極的な活用が制限されているのが実情です。

また、近年では財産管理の安全性の観点から、裁判所が成年後見人を家族より専門家を選任する方向になってきています。

信託では、判断能力のある時から信頼できる人に財産管理を託すため、認知症等になっても成年後見制度を利用することなく、財産管理が可能です。当初に家族を受託者にする家族信託を活用すれば、途中で受託者の変更がない限り、家族が財産管理をしていくことになります。

例えば、下の図でいえば、父が委託者となり意思表示が明確な時に、配偶者を受託者とする信託契約を締結します。

その後は、配偶者が父に代わり財産の管理及び運用をしていくため、仮に父が認知症になったとしても以前と変わらず財産管理を進められます。

《例》



しかし、信託はあくまで意思表示できることが前提となるため、判断能力を喪失してからは信託をすることが不可能になり、成年後見制度を利用するしかなくなるため、早期に将来を考えた取り組みが必要です。